

2022年8月1日

お客さま各位

広島市信用組合

当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、設立に先立ち同年7月より電子交換所での小切手・手形の業務を開始する予定としております。（全国各地に設置されている現在の手形交換所は全て廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなります。）

これに伴い当組合は、2022年11月4日から、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

改定内容は、署名・用紙の照合を電磁的記録で可能とする内容のほか、現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するものです。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定内容

- 手形交換所廃止により電子交換所への文言置換
- 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止*に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

* 廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日となります。

- 電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
- 電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- 金額欄、金融機関名への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）の追加

【新旧対照表】

(1) 当座勘定規定

新	旧
7. (手形、小切手の支払) (1) (同右) (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨に	7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (新設)

新	旧
<p><u>ついて書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) (同右)</p>	<p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) (同右)</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>16. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>16. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>24. (解約)</p> <p>(1)~(3)省略</p> <p>(4) <u>電子交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</u></p>	<p>24. (解約)</p> <p>(1)~(3)省略</p> <p>(4) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</u></p>
<p>26. (電子交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所の規則に従って処理するものとします。</u></p> <p>(2) <u>電子交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p>	<p>26. (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</u></p> <p>(2) <u>関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p>

新	旧																																																																						
(3) (同右)	(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。																																																																						
(削除)	<p>27. (個人情報センターへの登録) 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>																																																																						
27. (規定の変更)	28. (規定の変更)																																																																						
<約束手形用法>	<約束手形用法>																																																																						
<p>4.(1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、<u>訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																																																																						
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>1</u></td> <td colspan="4"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="2"><u>4</u></td> <td colspan="2"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>6</u></td> <td colspan="2"><u>7</u></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>捌</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="2"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1,000</u></td> <td colspan="3"><u>10,000</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td colspan="2">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		<u>1</u>		<u>2</u>				漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳		<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		漢数字	參	參	四	泗	肆	伍		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		漢数字	六	陸	七	漆	質	捌		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		漢数字	九	玖	拾	仕	百	佰		<u>1,000</u>			<u>10,000</u>			漢数字	千	仟	阡	万	萬		(新設)
	<u>1</u>		<u>2</u>																																																																				
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳																																																																	
	<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>																																																																		
漢数字	參	參	四	泗	肆	伍																																																																	
	<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>																																																																		
漢数字	六	陸	七	漆	質	捌																																																																	
	<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>																																																																		
漢数字	九	玖	拾	仕	百	佰																																																																	
	<u>1,000</u>			<u>10,000</u>																																																																			
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																		
<為替手形用法>	<為替手形用法>																																																																						

新	旧																																																																																
<p>5.(1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>																																																																																
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、<u>金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>																																																																																
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">1</td> <td colspan="5">2</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">3</td> <td colspan="3">4</td> <td colspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">6</td> <td colspan="3">7</td> <td colspan="2">8</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">9</td> <td colspan="3">10</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">1,000</td> <td colspan="4">10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td colspan="3">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		1		2					漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	貳		3		4			5		漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍		6		7			8		漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌		9		10			100		漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰		1,000			10,000				漢数字	千	仟	阡	万	萬			<p>(新設)</p>
	1		2																																																																														
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	貳																																																																										
	3		4			5																																																																											
漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																										
	6		7			8																																																																											
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌																																																																										
	9		10			100																																																																											
漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																																																										
	1,000			10,000																																																																													
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																												
<p><小切手用法></p>	<p><小切手用法></p>																																																																																
<p>4.(1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>																																																																																
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、<u>金額欄、</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>																																																																																

新	旧																																																																																
信用組合名に重ならないようにしてください。																																																																																	
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧	(新設)																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">4</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">7</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">9</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">10</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,000</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td colspan="3">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		1		2					漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳		3		4			5		漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍		6		7			8		漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌		9		10			100		漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰		1,000			10,000				漢数字	千	仟	阡	万	萬			
	1		2																																																																														
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳																																																																										
	3		4			5																																																																											
漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																										
	6		7			8																																																																											
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌																																																																										
	9		10			100																																																																											
漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																																																										
	1,000			10,000																																																																													
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																												

2. 当座勘定規定 (専用約束手形口用)

新	旧
<p>7. (手形の支払)</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) (同右)</p>	<p>7. (手形の支払)</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p>
<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(5) <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の手形用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(6) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>14. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>14. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>

新	旧
<p>(2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>21. (解約)</p> <p>(1)~(4)省略</p> <p>(5) <u>電子交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(6) (同右)</p>	<p>21. (解約)</p> <p>(1)~(4)省略</p> <p>(5) <u>手形交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(6) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年2月と8月の当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。</p>
<p>23. (電子交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>23. (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>関係のある手形交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>24. (個人情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
<p>24. (規定の変更)</p>	<p>25. (規定の変更)</p>
<p><約束手形用法></p>	<p><約束手形用法></p>
<p>4.(1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>

新	旧																																																																																
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																																																																																
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>1</u></td> <td colspan="5"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="3"><u>4</u></td> <td colspan="2"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>6</u></td> <td colspan="3"><u>7</u></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="3"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>什</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1,000</u></td> <td colspan="4"><u>10,000</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td colspan="3">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		<u>1</u>		<u>2</u>					漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳		<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍		<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰		<u>1,000</u>			<u>10,000</u>				漢数字	千	仟	阡	万	萬			<p>(新設)</p>
	<u>1</u>		<u>2</u>																																																																														
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳																																																																										
	<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>																																																																											
漢数字	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																										
	<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>																																																																											
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌																																																																										
	<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>																																																																												
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰																																																																										
	<u>1,000</u>			<u>10,000</u>																																																																													
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																												

2. 改正施行日

2022年11月4日(金)

3. 改正する対象当座勘定規定

改正前の規定集はこちら ⇒ <https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/regulation/>

改正対応する規定については以下のとおりになります。

- 当座勘定規定
 - 約束手形用法
 - 為替手形用法
 - 小切手用法
- 当座勘定規定(専用約束手形口用)
 - 約束手形用法

以 上